

届出の手続き

地区計画が定められている地区で土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設などを行おうとする場合は、「届出」が必要です。

町では、届出内容を審査し、地区計画に適合している場合には、「適合通知書」を発行します。適合していない場合は、設計の変更などの勧告を行います。

(1) 届出の必要な行為

土地の区画形質の変更...土地区画の変更、切土・盛土などの造成

建築物の建築や工作物の建設...新築・増築・改築・移転など

(建築確認を要しない 10 m²以内の増築、改築、門、塀の設置の場合も必要)

建築物などの用途の変更

建築物の形態意匠の変更

(2) 届出の時期

届出の必要な行為に着手する日の 30 日前までに届出をしてください。

また、建築確認を必要とする場合は、建築確認申請前に届出をしてください。

(3) 届出の書類

「届出書」と「添付図書」.....各 2 部 (委任状は 1 通)

行為の種類	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上	区域図 (周辺の公共施設を明記すること)
	設計図	1/100 以上	
建築物の建築 工作物の建設 建築物などの用途変更	位置図		位置がはっきり確認できること 配置図には壁面後退距離を表示すること 道路境界との間に植栽帯を設ける場合は、その位置と幅を表示すること 広告物を設置する場合、表示面積、地盤からの高さを表示すること 立面図には、外壁・屋根の色を着色しマンセル値を記入すること
	配置図	1/100 以上	
	立面図	1/50 以上	
	各階平面図	1/50 以上	
	面積求積図	1/100 以上	
建築物などの形態意匠の変更 広告物の設置	位置図		
	配置図	1/100 以上	
	立面図	1/50 以上	
共通	委任状 (届出を代理人が行う場合に必要)		

(4) 適合通知書について

届出が当地区に定められている地区計画に適合している場合は、適合している旨の通知を行います。建築確認を必要とする建築については、申請の際、適合通知書の写しを添付してください。

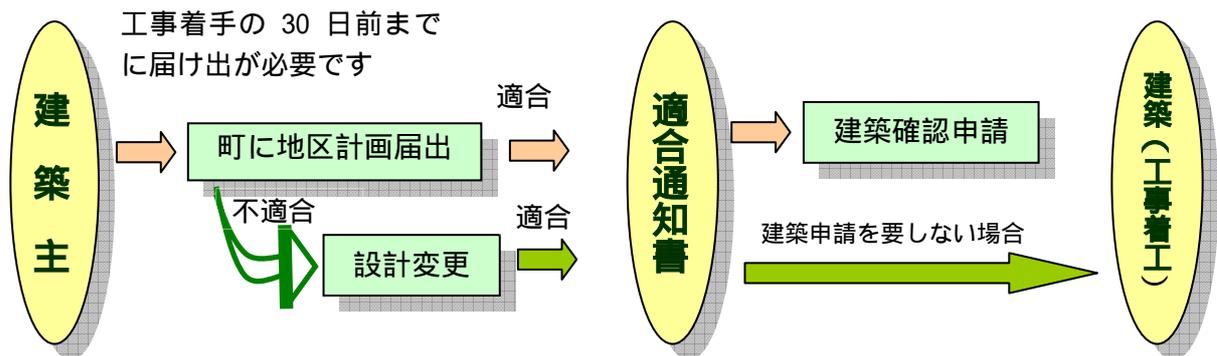
(5) 届出書の提出先

広陵町役場都市整備課

〒635 - 8515 北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

TEL 0745 - 55 - 1001 (代)

(6) 手続きの流れ



記入例

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

広陵町長

届出者 住所 郡 町
氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 行為の場所 広陵町馬見南 丁目 -
- 行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			. m ²
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
	() 敷地面積				
	() 建築又は建設面積	. m ²	m ²	. m ²	
	() 延べ面積	. m ²	m ²	. m ²	
	() 高さ地盤面から	() 用途	一戸建て住宅		
	m	() かき又はさくの構造	メッシュフェンス		
() 建築の意匠	外壁: 色	屋根: 色			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分毎に記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)()延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)()敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)()延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、1の届出書によることができる。